

**連合北海道札幌地区連合会 / さっぽろ 労働相談センター  
札幌圏雇用センサス 2009年09月の相談状況**

**「労働者の「命と権利」は自らの責任で守り抜かねばならないといった状況は正しいか？」**

**1. 労働相談の概況について**

- (1) 相談件数について 参照資料 - 1 「2009年9月 月別労働相談処理状況」  
 参照資料 - 2 「2009年9月 労働相談 (男女雇用形態別・相談内容別)」  
 参照資料 - 3 「2009年 雇用形態別 相談者数 月別集計」  
 「2009年 雇用形態別 相談件数 月別集計」

相談者数は96人、相談件数は154件となりました。対昨年比では+9人・+19件となりました。一人当たりの相談件数では1.60件となり昨年を0.05ポイント上回っています。

対前月比では+52人・+72件となっておりますが、一人当たりの件数では0.26ポイント下回る結果となりました。

**【相談者数・相談件数・一人当たり相談項目数の比較】**

年 項目	相談者(人)	相談件数(件)	一人当たり相談件数(件)
2009年 9月	96人	154件	1.60件
2008年 9月	87人	135件	1.55件
2009年 8月	44人	82件	1.86件

(2) 雇用形態別相談者数及び件数について

- 参照資料 - 3 「2009年 雇用形態別 相談者数 月別集計」  
 「2009年 雇用形態別 相談件数 月別集計」

相談者数96人の内訳は、社員48人、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)44人、不明4人となっております。男女比では男性59人・女性37人となっております。

相談件数の内訳では、社員81件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)66件、不明7件となっております。男女比では男性102件、女性52件となっております。

一人当たりの件数では、社員1.69件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)1.50件となっております。男女比では男性1.73件、女性1.41件となっております。

**【雇用形態別 相談者数(人)】**

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	38	9	1	7	0	1	2	1	59
女	10	8	13	1	0	0	2	3	37
計	48	17	14	8	0	1	4	4	96

**【雇用形態別 相談件数(各上段)と一人当たり相談件数(各下段)】**

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	69	12	3	8	0	2	7	1	102
	1.82	1.33	3.00	1.14	0.00	2.00	3.50	1.00	1.73
女	12	12	17	2	0	0	3	6	52
	1.20	1.50	1.31	2.00	0.00	0.00	1.50	2.00	1.41
計	81	24	20	10	0	2	10	7	154
	1.69	1.41	1.43	1.25	0.00	2.00	2.50	1.75	1.60

(3) 業種別相談状況について 参照資料 - 4 「2009年 業種別 相談者数 月別集計」  
「2009年 業種別 相談件数 月別集計」

業種別相談状況による相談者数と相談件数の分布は次の通りです。

「その他サービス業」	19人(相談件数26件	1.37件/一人)
「卸・小売業・飲食店」	17人(同27件	1.59件/一人)
「建設・設計・重機業」	11人(同19件	1.73件/一人)
「陸運・倉庫業」	9人(同22件	2.44件/一人)
「医療・福祉・医薬品業」	8人(同12件	1.50件/一人)
「製造業」	6人(同8件	1.33件/一人)
「公務・公共サービス」	5人(同8件	1.60件/一人)
「ビル管理・警備業」	5人(同7件	1.40件/一人)
「通信・報道・IT業」	3人(同8件	2.67件/一人)
「食品加工業」	2人(同2件	1.00件/一人)
「労働者派遣業」	1人(同2件	2.00件/一人)
「商品斡旋・リース業」	1人(同2件	2.00件/一人)
「金融・保険・不動産業」	1人(同1件	1.00件/一人)
「分類不能・その他」	8人(同10件	1.25件/一人)

相談者数では、「その他サービス業」と「卸・小売業・飲食店」及び「建設・設計・重機業」が突出しています。相談件数では、「卸・小売業・飲食店」、「その他サービス業」、「陸運・倉庫業」及び「建設・設計・重機業」が突出しているのに加え、「医療・福祉・医薬品業」、「製造業」、「公務・公共サービス」、「ビル管理・警備業」及び「通信・報道・IT業」が高い数値を示しています。

一人当たりの相談件数では、「通信・報道・IT業」、「陸運・倉庫業」、「労働者派遣業」及び「商品斡旋・リース業」が2.00以上の数値となっています。

集計対象19業種中、13業種から相談が寄せられ8業種の相談が一人当たり相談件数1.50以上の数値となっていることから、札幌圏内の業種の大半が何等かの不安要素を抱えていることが伺われます。

(4) 相談内容について 参照資料 - 2 「2009年9月 労働相談(男女雇用形態別・相談内容別)」  
相談内容の件数別分布は以下の通りです。

「就業規則・雇用契約」	28件		
「賃金」	26件		
(内訳 「月例賃金未払い・遅配」	11件 「残業手当 未払」	9件	
「賃上げ・賃下げ」	1件 「一時金・諸手当」	1件 最低賃金	1件
「残業手当 問合せ」	3件	)	
「経営問題・労務管理」	20件		
「解雇・雇い止め・退職」	19件		
「労働保険(労働・労災)」	11件		
「差別・嫌がらせ・セクハラ」	11件		
「有給休暇」	8件		
「社会保険(健保・年金)」	5件		
「勤務(労働時間)」	5件		
(内訳:休憩・休日	2件 時間延長・変形・短縮	2件 長時間労働	1件)
「労災・職業病・安全衛生」	5件		

主たる分布は以上の通りですが、26分類中、「定年制度・再雇用」、「男女差別・女性保護」、「税金問題」及び「職業紹介・求人」を除く22分類に相談が分布しています。

相談内容と雇用形態の内容を検証すると下表のように分布しています。

相談件数 相談内容	雇用形態別		社員		契約		パート		臨時		嘱託		季節		派遣		不明		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
「賃金」	13	2		4			4				1				1	1	19	7		
「就業規則・雇用契約」	10	3	3		1	5	1	1					1	1		2	16	12		
「解雇・雇い止め・退職」	8	1	2	2	1	3	1						1				13	6		
「労働保険（労働・労災）」	8		2	1													10	1		
「経営問題・労務管理」	8		1	1	1	4	2	1					2	1			14	6		
「労災・職業病・安全衛生」	4												1				5	0		
「差別・嫌がらせ・セクハラ」	4	3	1	2		1											5	6		
「組合加入・結成・上部団体加盟」	3																3	0		
「勤務（労働時間）」	3					1										1	3	2		
「有給休暇」	2	2	1	1		1								1			3	5		
「社会保険（健保・年金）」	1		1	1		2											2	3		
「配転・出向・転籍」	1																1	0		
「組合運営・労使関係」	1																1	0		
「休業補償」		1	1														1	1		
「派遣・人夫貸し」													2				2	1		
「合理化・倒産・企業閉鎖」											1						1	1	1	
「その他」	1																1	1	1	
合 計	69	12	12	12	3	17	8	2			2		7	3	1	6	102	52		

「社員」の抱える相談項目が81件と相談件数全体の52.6%を占め、相談者数でも50.0%を占めています。労働相談の内容が社員に特化しつつあります。

相談内容と相談者数を検証すると、以下のように分布しています。

参照資料 - 5 「2009年 主相談項目別 相談者数 月別集計」

「賃金」	19人	「就業規則・雇用契約」	15人
「解雇・雇い止め・退職」	13人	「経営問題・労務管理」	11人
「差別・嫌がらせ・セクハラ」	9人	「雇用保険・労災保険」	8人
「有給休暇」	7人		
「組合加入・結成・上部団体加盟」	3人	「勤務時間」	3人
「社会保険（健保・年金）」	2人	「休業補償」	2人
「労災・職業病・安全衛生」	1人	「組合運営・労使関係」	1人
「配転・出向・転籍」	1人	「派遣・人夫貸し」	1人

(5) 違法件数について 参照資料 - 4 「2009年 業種別 相談者数 月別集計」

「2009年 業種別 相談件数 月別集計」

参照資料 - 6 「2009年 月別相談内容別違法率 集計」

96名から寄せられた154件の相談中、違法と判断される項目は73件となっています。47.4%が違法という状況です。73件の主要な内訳は次の通りです。賃金の相談内容は極めて違法性が高い状況にあります。「セクハラ・嫌がらせ・差別」「雇用保険・労災保険」「労災・職業病・安全衛生」の項目が6割強という状況になっています。

【項目別違法件数の分布】

項 目	違法件数	違法率	全相談件数
賃 金	17件	65.4%	26件
解雇・雇い止め・退職	10件	52.6%	19件

就業規則・雇用契約	8件	28.6%	28件
労働保険(雇用・労災)	7件	63.6%	11件
社会保険(健保・年金)	4件	80.0%	5件
経営問題・労務管理	8件	40.0%	20件
労災・職業病・安全衛生	3件	60.0%	5件
有給休暇	4件	50.0%	8件
勤務(労働時間)	1件	20.0%	5件
派遣・人夫貸し	2件	66.7%	3件
休業補償	2件	100.0%	2件
差別・嫌がらせ・セクハラ	7件	63.6%	11件
<b>総数</b>	<b>73件</b>	<b>47.4%</b>	<b>154件</b>

「全相談件数の総数154件」はこの表の合計ではなく相談件数の総数です。

## 2. 9月の雇用情勢について

全相談者中(96名)に占める社員割合が非常に高く(48名)50%に達しています。また男性が38名と多く、相談者のサンプルを検証すると比較的高年齢者に相談が集中しています。期限付き雇用契約者(契約、パート、臨時、嘱託、季節、派遣)の相談者においても、契約社員雇用の労働者からの相談が多く、年齢的には中高年以上の層からの相談となっています。勤続年数が比較的長く中高年以上の常用型労働者に雇用不安が集中している傾向は本年初から見られますが、その傾向は収束傾向とはならず劣悪の度合いを増しつつ継続しています。

相談の件数・内容を検証すれば、多くが「解雇・雇い止め・退職」を基に派生しているものであり、主たる相談が別項目ではあっても、「解雇・雇い止め・退職」の項目が併合しているものが大半であり、相談そのものが「解雇・離職」に対する指南的内容であるといっても過言ではありません。

この雇用状況の不安定さの中、セーフティネットとしての機能が期待される「労働保険(雇用・労災)」、「社会保険(健保・年金)」及び「労災・職業病・安全衛生」の相談には違法率の高さが顕著になっています。この違法状態については、当該管轄行政の窓口へ相談するものの殆どが対処・善処が不可能とされるものとなっており当相談窓口に来所した際には、当該労働者に疲弊感と絶望感が強く、正に「なす術がない」といった状態になっています。

今や、労働者の「命と権利」はまずは自らの責任で守り抜かねばならないといった状況です。本来、地域や社会に必要不可欠である労働者が何故このような苦境に陥らねばならないのか、これは社会にとって避けられない事態なのかどうか、労働者自身が行動をもって問題提起をすべきではないかと考えます。